

滝川市 病後児保育事業に関する重要事項確認書

お子様を安心・安全にお預かりするため、下記の重要事項をご確認いただき、登録時に必ず提出してくださいませようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、職員にお尋ねください。

ご利用にあたっての確認事項

1. 1日の利用定員は4名です。ご利用のお子様の症状により、定員までお受けできない場合もあります。
2. 病後児保育の利用にあたっては、あらかじめ市に病後児保育事業の利用登録が必要です。
3. 生後6か月から就学前児童を対象とし、次の要件を満たすことが必要です。
 - ①病気の回復期であること
 - ②利用前の病院受診により、保育室での保育が可能であると診断されていること
4. 開所日は月曜日から金曜日、保育所の休所日は除き、時間は7時30分～18時00分です。
5. 利用を希望する場合は前日の15時までに予約をお願いします。
6. 利用する場合はかかりつけ医を受診し、次の書類を保育室に提出してください。
 - ①病後児保育事業利用申込書兼連絡票
 - ②病後児保育医師連絡書
7. 医師連絡票の内容に不明な点がある場合は、こちらから医療機関へ問合せをさせていただく場合があります。
8. 医師連絡票は記載日から7日間有効です。（土日含む）
9. 既往歴、アレルギー、慢性疾患、注意事項は必ずご申告ください。
10. 利用料金は当日の入室時に支払いになります。入室時になるべくおつりのないようにご用意ください。
11. 保育室において与薬が必要になる場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、薬は1回分量に分けて保育室に依頼してください。
 - ①医師の処方に基づくものに限るものとします
 - ②保育室は、保護者の指示による投薬を行った場合の結果について責任を負いません。
12. シロップは清潔な容器に入れて1回分を、塗り薬はそのまま持参してください。袋や容器には必ず記名してください。
13. 保育中にお子さんの状態が急変した場合は、保護者の方へ連絡し迎えに来てもらうことがあります。必ず、連絡が取れるようお願いいたします。
14. お子さんの状態の急変や事故などが生じた場合は、保護者の方へ連絡のうえ、医療機関の指示に従い、職員が病院を受診することがあります。ただし、保護者と連絡がつかない場合は、保育室の判断で医療機関を受診させることがあります。
15. 保育の継続が困難になった場合でも、利用料金は発生しますので、ご了承ください。
16. 保護者と連絡が取れないことにより不利益が生じても、施設側では責任を負いません。
17. 医療機関への受診にかかる費用の負担は、保護者負担となります。
18. 病後児保育事業の登録は年度内（4/1～翌年3/31）有効です。翌年度も利用を希望される場合は、改めて登録が必要です。

19. ご利用にあたって知りえた個人情報につきましては適切に管理しますが、次の目的のために必要な範囲内において使用することがあります。

- ①緊急時において、病院や他医療機関に対して必要な情報共有を行う場合
- ②現に利用している保育所、幼稚園、認定こども園など、施設との間で必要な連絡や情報共有が必要な場合

20. 利用者間の感染には最新の注意を払いますが、感染の可能性が全くないというわけではありません。

給食提供について		確認欄 <input type="checkbox"/>
	普通食	アレルギー除去食
市内保育所利用児童 (1歳以上)	給食提供可能です。	
その他児童 (1歳以上)	給食提供可能です。 ⇒別途給食費が必要です。保育料と一緒に お支払いください。	給食提供出来ません。 ⇒食べられるものを持参してください。 給食費の自己負担はありません。
市内保育所利用乳児 (1歳未満)	給食提供可能です。 ⇒離乳食、ミルク、哺乳瓶全て保育所で対応します。	
その他乳児 (1歳未満)	給食提供出来ません。 ⇒給食費の自己負担はありません。 離乳食、ミルク、おやつ、哺乳瓶を家庭での状況や当日の体調に合わせて持参してください。ミルクは1～2回分多めにご用意ください。	

利用料金について		確認欄 <input type="checkbox"/>
	5時間未満	5時間以上
第1階層、第2階層 (生活保護受給者・住民税非課税)	0円	0円
第3階層 (住民税所得割課税額 48,600円未満)	500円	1,000円
第4階層～第8階層 (住民税所得割課税額 48,600円以上)	1,000円	2,000円
給食費	240円	

※市内保育所に在籍のないお子様で、給食を提供した場合には給食費として別途 240 円を負担していただきます。

上記内容の説明を受け、同意します。

年 月 日

保護者氏名

印

児童氏名